

法科大学院評価基準要綱について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
平成28年6月13日

大学改革支援・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の目的

1. 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定する（適格認定）
2. 評価結果を各法科大学院にフィードバックすることにより、当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てる
3. 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、法科大学院の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示す

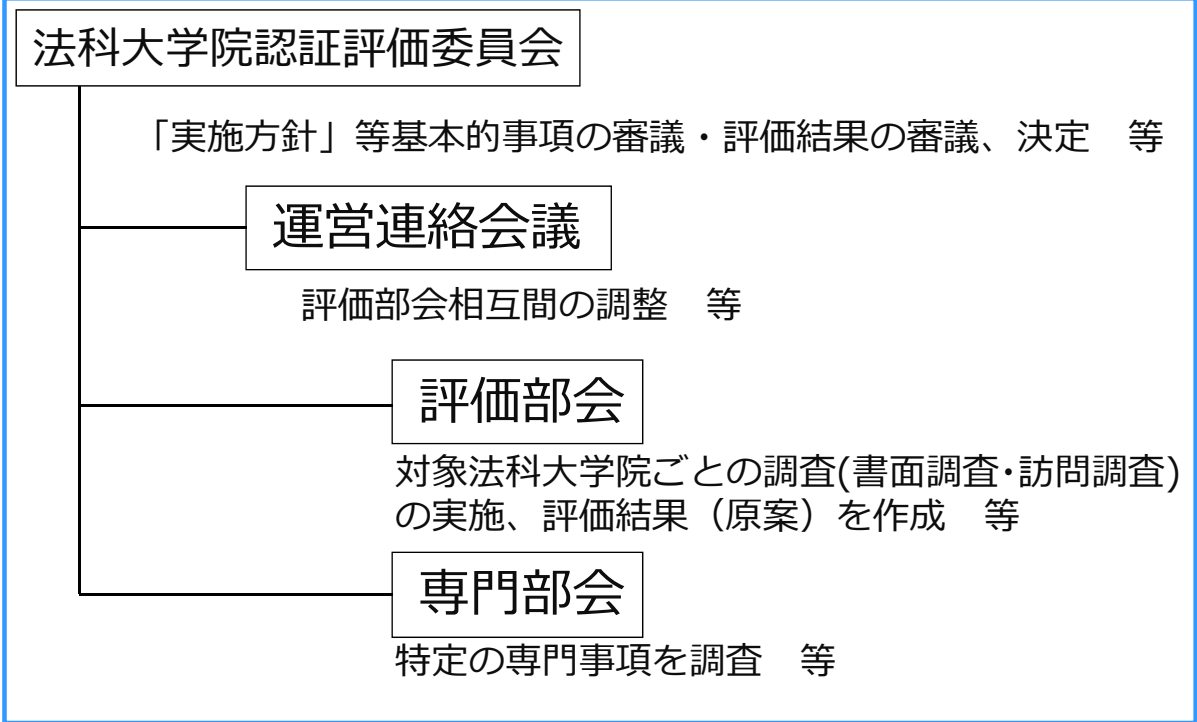
2

大学改革支援・学位授与機構が行う評価の基本的な方針

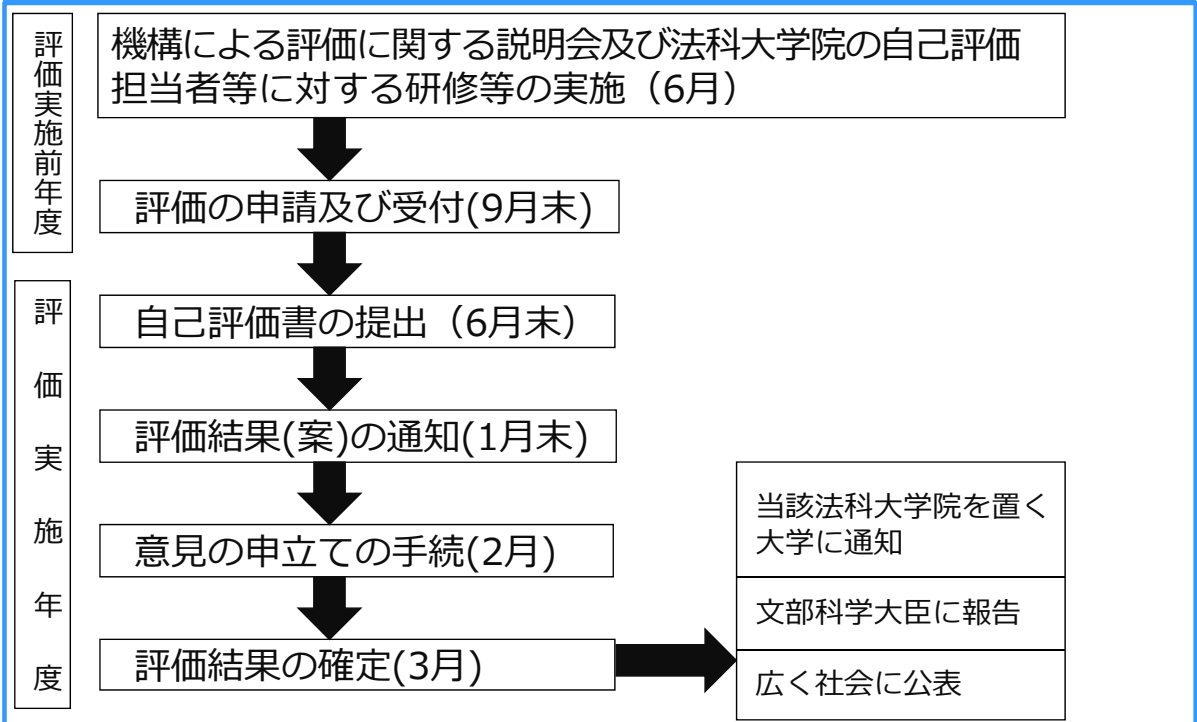
- (1) 評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

3

評価の実施体制



法科大学院認証評価スケジュール



法科大学院認証評価関係冊子類（1）

評価事業
4 法科大学院認証評価

■ 法科大学院評価基準要綱等

● 平成28年度以降実施分

- 法科大学院評価基準要綱(平成28年4月改定) [PDF-file](#)
- 自己評価実施要項(平成28年4月改定) [PDF-file](#)
- 評価実施手引書(平成28年4月改定) [PDF-file](#)
- 訪問調査実施要項(平成28年4月改定) [PDF-file](#)
- 法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領(平成28年4月改定) [PDF-file](#)
- 法科大学院認証評価に関するQ&A(平成28年4月) [PDF-file](#)

※平成27年度以前実施分は[こちら](#)を御覧ください。

(自己評価書様式等)

- 自己評価書様式(ワード形式) [Word](#)
- 様式1~4(エクセル形式) [Excel](#)
- 教員組織調査対象教員一覧(様式5)(エクセル形式) [Excel](#)
- 教員業績調査(様式6)(エクセル形式) [Excel](#) (ワード形式) [Word](#)

(評価実施後の法科大学院対象)

- 追評価自己評価書様式(ワード形式) [Word](#)
- 自己評価実施要項を参照の上、必要な基準のみ御利用ください。
- 法科大学院年次報告書(エクセル形式) [Excel](#)
- 法科大学院年次報告書(記入用) [PDF-file](#)
- 法科大学院対応状況報告書(ワード形式) [Word](#)

【機構ウェブサイト】 評価事業
法科大学院認証評価
法科大学院評価基準要綱等
※ 法科大学院認証評価に関する冊子をダウンロードできます

6

法科大学院認証評価関係冊子類（2）

冊子類

- 1 法科大学院評価基準要綱
- 2 自己評価実施要項
- 3 評価実施手引書
- 4 訪問調査実施要項
- 5 法科大学院年次報告書・
法科大学院対応状況報告書
作成要領
- 6 法科大学院認証評価に関する
Q & A

概要

- 1 評価基準、評価方法に関すること
- 2 自己評価書の記入方法に関すること
- 3 評価者の評価方法に関すること
- 4 訪問調査に関すること
- 5 年次報告書・対応状況報告書に
関すること
- 6 Q & Aに関すること

7

法令改正に伴う3巡目の主な改定内容

改定内容

- 1 法学未修者教育の充実
【平成26年8月11日 26文科高第393号
文部科学省高等教育局長通知】
- 2 細目省令の改正
 - ・ 客観的な指標の導入
 - ・ 付記事項の対象拡大【平成27年3月31日 26文科高第1130号
文部科学省高等教育局長通知】

概要

- 1 法学未修者教育の充実
 - ・ 法律基本科目必修単位数の増加
【基準 2-1-5】
 - ・ 履修登録単位数の増加
【基準 3-3-1】
 - ・ 実務経験を有する者の取扱い
【基準 4-2-1】
- 2 細目省令の改正
 - ・ 司法試験合格率【基準 1-1-2】
 - ・ 入学定員充足率
 - ・ 入学者数 【基準 6-2-2】
 - ・ 入試競争倍率 【基準 6-2-3】
 - ・ 司法試験合格率など状況の変化も付記事項の対象

8

法令改正以外の3巡目の主な改定内容

改定内容

- 1 考え方を明確化
 - ・ 到達目標
 - ・ 科目区分
 - ・ 適性試験
 - ・ 期末試験
- 2 教員配置の弾力化
 - ・ 専任教員の取扱い

概要

- 1 考え方を明確化
 - ・ 到達目標を設定し学生が修了時まで
に修得すべき知識・能力の内容・
水準を明確にし、適切な指導が行わ
れていること
【基準 2-1-2 3-2-1 4-1-1】
 - ・ 科目区分の考え方の明確化
【基準 2-1-3】
 - ・ 適性試験の成績における入学最低
基準点 【基準 6-1-4】
 - ・ 期末試験は筆記試験を実施
【基準 4-1-1】
- 2 教員配置の弾力化
 - ・ 他専攻等の専任教員の活用
【基準 8-2-1】

9

基準 1-1-1

教育の理念及び目標の設定

基準 解釈指針

1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

解釈指針 1-1-1-1

教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。

概要

- 学校教育法施行規則が改正され三つの方針の策定及び公表が義務付けられた
 - ・ 卒業の認定に関する方針
 - ・ 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - ・ 入学者の受入れに関する方針(平成29年4月1日施行)
 - 大学院には、入学者の受入れに関する方針の策定・公表のみ義務規定
 - 大学院にも修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針の策定に積極的に取り組むことが期待される
- 【平成28年3月31日 27文科高第1187号
文部科学省高等教育局長通知】

【資料4】1頁 【資料5】7頁

10

基準 1-1-2

教育の理念及び目標の達成状況

基準 解釈指針

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

解釈指針 1-1-2-1

各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）に基づき、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断するものとする。

概要

- 達成状況の評価における考慮要素
 - ・ 司法試験の合格状況
 - ・ 法曹としての活動状況
 - ・ 修了者の進路及び活動状況
 - ・ 学生の学業成績及び在籍状況
- これら個別の状況を自己評価
 - ・ 十分と自己評価する場合はさらに向上するような取組を記述
 - ・ 十分でない自己評価する場合は具体的な改善方策を記述
- 学生の学業成績及び在籍状況は、自己点検及び評価の項目でもあるため、継続的な把握・分析が必要

【資料4】2頁 【資料5】8頁

11

基準 1-1-2 解釈指針 1-1-2-2 司法試験合格率に関する指標 (1)

基準 解釈指針

解釈指針 1-1-2-2

次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、原則として、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案して行う。

(1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。

概要

(1) 5年間の各年度の司法試験合格率
→ 全国平均の2分の1が目安

- 全国平均は、予備試験合格者を除いて算出
- 様式2-2の数値をもとに自己評価
- 指標を下回る場合は、個別の事情を勘案するため、下回る事情を自己評価
- 例えば、法学未修者の比率が高い法科大学院において、法学未修者教育の充実を図る改善措置を具体的に自己評価

【資料4】2頁 【資料5】9頁

12

基準 1-1-2 解釈指針 1-1-2-2 司法試験合格率に関する指標 (2)

基準 解釈指針

解釈指針 1-1-2-2

次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、原則として、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案して行う。

(2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。

概要

(2) 5年間の修了者の司法試験合格率
→ 全国平均の2分の1が目安

- 様式2-2の数値をもとに自己評価
- 指標を下回る場合は、個別の事情を勘案するため、下回る事情を自己評価
- 例えば、直近修了者の合格率を分析しカリキュラムの改定に資するほか、修了後2年以内の合格率を向上させるために修了者の支援を行っているなど具体的な措置を自己評価

【資料4】2頁 【資料5】9頁

13

基準 1-1-2 解釈指針 1-1-2-3 司法試験合格率に関する指標（3）

基準 解釈指針

解釈指針 1-1-2-3

5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が7割以上となることが望ましい。

概要

- 5年間の修了者の司法試験合格率
- 7割未満は不適合となるわけではない
- 7割以上となることが「望ましい」
- 「望ましい」解釈指針を充足すると優れた特徴と評価

【法科大学院評価基準要綱 2頁】

- 望ましい解釈指針
 - ・ 解釈指針 4-1-2-2
 - ・ 解釈指針 4-2-1-2
 - ・ 解釈指針 8-2-1-3
 - ・ 解釈指針 8-3-1-1
 - ・ 解釈指針 11-1-1-4
 - ・ 解釈指針 11-2-1-2

【資料4】 2頁 【資料5】 9頁

14

基準 2-1-2 到達目標の設定

基準 解釈指針

2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

解釈指針 2-1-2-1

「適切な到達目標」とは、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準であることをいい、それが存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう。

概要

- 「共通的な到達目標モデル」が存在する科目は、モデルと同程度以上の内容及び水準の到達目標を設定
- 「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目は、概括的に示した到達目標を設定
- 機構の評価者が確認できるよう個々の授業科目との対応関係を明確に自己評価

【資料4】 6頁 【資料5】 11頁
【資料8】

15

基準 2-1-3 科目区分の明確化

基準 解釈指針

解釈指針 2-1-3-2

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目である。

解釈指針 2-1-3-7

法律基本科目と展開・先端科目の区分に当たっては、授業科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関するものであるかどうかにしたがって判断する。教育の内容が上記基本分野に当たる場合には、それが発展的・応用的なものであっても、原則として法律基本科目に区分される。

概要

- 7法の基本分野に該当する場合は、教育の内容が発展的・応用的であっても法律基本科目に当たる
- 7法の基本分野とは、7法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる内容
- 7法の各分野の理解を主眼とするものを踏まえ、判断
【解釈指針 2-1-3-8】
- 展開・先端科目は、7法以外の実定法
【基準 2-1-3 (4)】
- 展開・先端科目の中で法律基本科目を一切扱ってはならないわけではない
【解釈指針 2-1-3-9】

【資料4】 7頁 【資料5】 11頁

16

基準 2-1-4 解釈指針 2-1-4-1 法律基本科目の基本分野

基準 解釈指針

2-1-4 : 重点基準

基準 2-1-3 の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針 2-1-4-1

法律基本科目の基本分野に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することができるカリキュラムは適切とはいえない。

概要

- 必修・選択を適切に分類
- 「共通的な到達目標モデル」に記載されている内容は、原則として必修科目で扱うことが考えられる
- 例えば、家族法は将来の実務法曹に不可欠であり法学未修者は必ず履修
- 法科大学院教育一般で必修科目と扱われる内容を選択科目とする場合は、適切な分類とする理由を自己評価
- すべての内容を授業で取り上げるとは不可能であるから、直接取り上げない事項は、自学自習に委ねる内容を明確にする
- 導入科目を選択科目とすることを排除する趣旨ではない
【資料4】 10頁 【資料5】 14頁

17

基準 2-1-5

法律基本科目の必修総単位数の上限

基準 解釈指針

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

(1) 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。) 10単位

(2) 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32単位

(3) 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12単位

概要

- 法律基本科目の必修総単位数の標準は54単位 上限 62単位(8単位増)
- 法学未修者1年次及び2年次の上限は72単位(別に10単位を限度)
- 法学未修者1年次及び2年次の単位を増加した場合は、

基準3-1-1

4-2-1において例外規定あり

【平成26年8月11日 26文科高第393号
文部科学省高等教育局長通知】

【資料4】11頁 【資料5】14頁

18

基準 2-1-6

法律実務基礎科目の必修又は選択必修科目

基準 解釈指針

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

概要

基準2-1-6(1)

内容	必修単位数
法曹倫理	2単位
民事訴訟実務の基礎	2単位
刑事訴訟実務の基礎	2単位

基準2-1-6(2)

内容	単位数
模擬裁判	4単位 必修又は選択必修
ローヤリング	
クリニック	
エクスターンシップ	2-1-6(1) の授業科目を除く
公法系訴訟実務の基礎	
その他の法律実務基礎科目	

【資料4】12頁 【資料5】15頁

19

基準 2-1-6 解釈指針 2-1-6-3 法情報調査・法文書作成の指導

基準 解釈指針

2-1-6：重点基準
(4)次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

解釈指針 2-1-6-3

基準 2-1-6 (4) ア及びイに掲げる教育内容については、すべての学生に対して指導がされている必要がある。

概要

- 授業科目の開設や単位認定は不要
- 学生全員に指導する必要がある
- 例えば、次の指導方法が考えられる
 - ・ 独立した必修の授業科目
 - ・ 必修の法律実務基礎科目の中で指導
 - ・ ガイダンス等で指導
- 選択科目として開設しているだけでは不十分
- ガイダンスで指導する場合は、欠席した学生の取扱いがわかるよう自己評価

【資料4】12頁 【資料5】15頁

20

基準 2-1-8 解釈指針 2-1-8-1 展開・先端科目の履修

基準 解釈指針

2-1-8

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

解釈指針 2-1-8-1

展開・先端科目は、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目の履修をすることができるようにされている必要がある。

概要

- 展開・先端科目は、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目を開設する必要がある
- 多様な内容の授業科目の開設を想定
- 学生の履修も多様な分野にわたることが必要
- 履修モデルに即して履修要件を課すなど学生の履修が特定の分野に偏らないための工夫が必要

【資料4】16頁 【資料5】18頁

21

基準 3 - 2 - 1 到達目標の周知

基準 解釈指針

3 - 2 - 1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

(2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。

概要

- 基準 2 - 1 - 2 に基づき各法科大学院で設定した到達目標を学生に周知しているか
- 到達目標を踏まえて授業が進行されているか
- 授業で取り上げない内容について自学自習の指示がされているか

【資料 4】 22 頁 【資料 5】 21 頁
【資料 8】

22

基準 3 - 2 - 1 解釈指針 3 - 2 - 1 - 4 法学未修者の法律基本科目の授業形態

基準 解釈指針

解釈指針 3 - 2 - 1 - 4

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる。ただし、法学未修者 1 年次の授業科目においては、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法による可能性を含めて、法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることに鑑みた授業方法の工夫が図られていることが必要である。

概要

- 法律基本科目は双方向的又は多方向的な討論形式が基本
- 法学未修者 1 年次は授業方法の工夫が必要
- 法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることに鑑みた授業方法の工夫が必要
- 講義形式を排除しないが、講義形式がより適切だとする趣旨でもない

【資料 4】 22 頁 【資料 5】 23 頁

23

解釈指針 3-2-1-5 7-1-1-5 受験技術優先の指導に偏した教育の禁止

基準 解釈指針

解釈指針 3-2-1-5

法科大学院の授業においては、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。

解釈指針 7-1-1-5

解釈指針 7-1-1-4 について、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切でない。

概要

- 受験技術優先の指導に偏した教育は不適切
- 司法試験の過去問を一切扱ってはならないわけではなく、事実認定・論点抽出・論理構成修得のために使用することは否定されないとの趣旨
- 授業で司法試験の出題傾向の予測、試験での答案作成技術に特化した指導は不適切
- 正課外に行われる教員又は各種教育補助者による学習支援も同様
- 法科大学院の教員及び教育補助者に対して、受験技術優先の指導に偏した教育を実施しないために認識を共有するなど組織的な対応が必要

【参考資料】

中教審法科大学院特別委員会（第63回）資料 7

中教審法科大学院特別委員会（平成19年11月）報告資料

【資料 4】 22頁 【資料 5】 23頁

基準 3-2-1 解釈指針 3-2-1-6 エクスターンシップ クリニックの指導

基準 解釈指針

解釈指針 3-2-1-6

法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。

(1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。

(2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されていること。

概要

- 関連法令の遵守、守秘義務等の指導が必要（例えば、弁護士法、弁護士職務基本規程）
- 事前に法曹倫理に関する指導を行うなど、カリキュラム上の工夫が必要
- 事前指導、法曹倫理を通じた指導内容及び指導方法をシラバスやガイダンス資料を用いて具体的に自己評価
- エクスターンシップは、成績評価に責任をもつ体制を具体的に自己評価
- 研修先から報酬を受け取らないこと

【資料 4】 22頁 【資料 5】 24頁

基準 3-2-1 解釈指針 3-2-1-8 集中講義

基準 解釈指針

解釈指針 3-2-1-8

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保される必要があり、同一の授業科目の履修が短期に集中したり、複数の授業科目を同時期に履修したり、授業終了の直後に試験が実施されたりしないよう、その実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。

概要

- 集中講義を実施する場合は、事前事後の学修に必要な時間の確保が必要
- 時間割及び試験日の設定に配慮が必要
- 休業期間の趣旨に配慮が必要
- 過密性に問題ありとされた事例
 - ・1日5コマを3日間で実施
 - ・最終講義直後に試験実施
 - ・同時期に集中講義を複数開講
- 学期外に必修科目を多数開講することは、休業期間の確保が不十分

【資料4】22頁 【資料5】25頁

26

基準 3-3-1 履修登録単位数の上限

基準 解釈指針

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準

2-1-3 (1) に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1 (1) ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

(2) (1) のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

概要

年次		法学未修者	法学既修者
1年次	原則	36単位	/
	例外	法律基本科目 8単位	
2年次	原則	36単位	
	例外	実習 4単位 法律基本科目 8単位	実習 4単位 3-3-1(1)イ 6単位
3年次	例外なく44単位が上限		

進級時の再履修科目は4単位まで可
いずれの年次も44単位超過不可

【資料4】26頁 【資料5】25頁

27

基準 4-1-1 成績評価基準

基準 解釈指針

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

（1）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。

（2）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。

（3）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。

（4）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

概要

例

成績評価基準	成績のランク分け	S・A・B・C・D	あらかじめ周知
	各ランクの分布の方針	S：5%以内 A：10%以内	
関連情報	成績評価の考慮要素	期末試験 70% 小テスト 20% 平常点 10%	試験実施後告知
	成績分布データ	学生総数：40人 S：1人 A：3人 B：6人 C：25人 D：5人	
	筆記試験の採点基準	採点のポイント	

- 学生に周知を図る取組を具体的に記述
【資料4】28頁 【資料5】28頁

基準 4-1-1 解釈指針 4-1-1-6 試験の実施

基準 解釈指針

4-1-1：重点基準

（7）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

解釈指針 4-1-1-6

再試験を実施する場合には、期末試験における不合格者の救済措置ではないと認められる相当の理由が存在していることが必要である。

概要

- 期末試験は筆記試験が原則
- 筆記試験を実施しない場合は、単に実施しない理由ではなく、授業科目の性質に照らして適切な理由を示す必要
- 再試験は救済措置ではないこと
- 期末試験と再試験を比較し、次の点に相違がある場合は、適切ではない
 - ・ 出題範囲
 - ・ 問題の分量
 - ・ 試験問題のレベル 難易度
 - ・ 問題の形式

【資料4】29頁 【資料5】31頁

基準 4-2-1 (2)

十分な実務経験を有する者の取扱い

基準 解釈指針

4-2-1 : 重点基準 (2)

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、力に属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

概要

- 例えば、租税法の実務経験者に租税法の履修に代えて法律基本科目の履修を認めることが可能
- 法律基本科目の履修に代えることができるのであって租税法の履修免除とするものではない
- 当該法科大学院における租税法開設の有無は問わない
- 法律基本科目代替履修の上限は4単位
- 代替された単位は展開・先端科目の修得単位に読み替可

【資料4】34頁 【資料5】32頁

30

基準 4-2-1 (3)

法律基本科目以外の科目の修得単位

基準 解釈指針

4-2-1 : 重点基準

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

概要

- 法律基本科目以外の科目の単位数を31単位以上の修得に3巡目から改定
- 従来は修了要件単位数の3分の1以上
- 法律基本科目の必修総単位数の上限は従来どおり62単位【基準2-1-5】

科目群	単位数	備考
法律実務基礎科目	10単位以上	計31単位以上
基礎法学・隣接科目	4単位以上	
展開・先端科目	12単位以上	
修了要件単位数	96単位	
法律基本科目	必修	62単位
	選択	3単位
法律基本科目以外	31単位	

【資料4】34頁 【資料5】33頁

31

基準 4-3-1 法律科目試験

基準 解釈指針

解釈指針 4-3-1-2

法律科目試験については、各試験科目について最低基準点を設定するなど、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させ、あるいは法学既修者として認定する措置を講じていることが必要である。

解釈指針 4-3-1-6

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うに当たり、当該機関が実施する法律科目試験をもって当該法科大学院の法律科目試験の試験に代えることは認められない。

概要

- 法律科目試験の総合点のみで法学既修者認定をするのではなく、科目ごとに一定水準の学修を終えたと認められるか判定
- 科目ごとに最低基準点を設定するなど科目ごとに十分な能力を有するか判定
- 解釈指針 4-3-1-4 (1) アにより6単位を限度として一部の科目を履修免除しないことも可能
- 他機関が実施する法律科目試験に代えることは認められない
- 当該法科大学院自ら法学未修者1年次必修の授業科目に対応する試験を実施

【資料4】38頁 【資料5】36頁

基準 4-3-1 解釈指針 4-3-1-4 法学既修者認定 (1)

基準 解釈指針

解釈指針 4-3-1-4

(1) 法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合において、履修免除単位数が20単位を下回らない範囲で次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。

イ 法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、2年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとするができる。

概要

- 一括免除とは、一度の試験で認定
- 1年間の在学期間の短縮を認めるため、少なくとも20単位以上の履修免除が必要

解釈指針 4-3-1-4 (1) アの例

1年次配当の法律基本科目	6科目	26単位
法律科目試験	6科目	試験結果によって26単位のうち6単位を限度として履修免除しないことが可能

解釈指針 4-3-1-4 (1) イの例

1年次配当の法律基本科目	6科目	26単位
法律科目試験	5科目	2年次以降の履修を前提に1年次配当の6科目のうち6単位を限度として試験科目に含めないことが可能

【資料4】38頁 【資料5】38頁

基準 4 - 3 - 1 解釈指針 4 - 3 - 1 - 4 法学既修者認定 (2)

基準 解釈指針

解釈指針 4 - 3 - 1 - 4

(2) 飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、法学未修者1年次に担当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が20単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要である。

ア 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に担当される必修の法律基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者1年次に担当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、

(1) アに定めた取扱いをすることができる。

イ 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に担当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者1年次に担当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる。

概要

- 飛び入学制度を活用する場合も、1年間の在学期間の短縮を認めるため、少なくとも20単位以上の履修免除が必要
- 4 - 3 - 1 - 4 (2) ア
4 - 3 - 1 - 4 (1) アと同様

解釈指針 4 - 3 - 1 - 4 (2) イの例

1年次担当の法律基本科目	6科目	26単位
通常の学部生法律科目試験	6科目	26単位
飛び入学者の法律科目試験	4科目	20単位 残り2科目 6単位分は入学までに実施可

【資料4】38頁 【資料5】38頁

34

基準 5 - 1 - 1 FD SD

基準 解釈指針

5 - 1 - 1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

概要

- 大学院設置基準が改正され、職員に対して研修の機会の付与その他必要な取組を行うものとされた
(平成29年4月1日施行)
- 職員には、事務職員、教員、大学執行部、技術職員等も含まれる
【平成28年3月31日 27文科高第1186号
文部科学省高等教育局長通知】
- FDは、法科大学院独自の取組を確認
- SDは、全学の取組でも可

【資料4】41頁 【資料5】40頁

35

基準 6-1-4 解釈指針 6-1-4-2 適性試験

基準 解釈指針

解釈指針 6-1-4-2

入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

(1) 適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。

その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。

(2) 入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。

概要

- 入学最低基準点を設定する必要がある
- 入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本
- 受験者への周知が必要
- 中教審法科大学院特別委員会で適性試験の任意化について是非を検討
- 平成29年4月入学者向け入試では適性試験が実施されているため、平成29年度実施分の本評価では、従来どおり適性試験の実施及び入学最低基準点の設定が必要
- 特別委員会の決定等を踏まえ、今後評価基準の改定を検討

【資料4】46頁 【資料5】43頁

36

基準 6-2-1 解釈指針 6-2-1-1 収容定員

基準 解釈指針

解釈指針 6-2-1-1

「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。なお、年度ごとに入学定員が異なる場合は、直近3か年分の総和をもって収容定員とする。

概要

- 収容定員は、入学定員の3倍
- 年度ごとに入学定員が異なる場合は直近3か年分の総和

例

年度	入学定員
平成28年度	60人
平成27年度	80人
平成26年度	80人
収容定員	220人

【資料4】49頁 【資料5】45頁

37

基準 6-2-2 解釈指針 6-2-2-2 入学定員充足率に関する指標

基準 解釈指針

解釈指針 6-2-2-2

5年の評価期間中において、評価実施年度における入学定員充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間で入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合には、原則として、所定の入学定員と著しく乖離していないとはいえない。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

解釈指針 6-2-2-3

双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するため、入学者数が原則として10人を下回らないこと。ただし、基準に適合しているか否かの最終的な判断は、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案して行う。

概要

- 入学定員充足率50%を目安例

入学年度	充足率	備考
平成28年度	45%	評価実施年度
平成27年度	35%	他の4年間で 2回以上
平成26年度	55%	
平成25年度	40%	
平成24年度	67%	

- 中教審法科大学院特別委員会提出資料と同一の数値を記入
- 充足率の数値のみで判断するのではなく、競争倍率、入学者数を勘案し判断【資料4】50頁 【資料5】46頁

38

基準 6-2-3 解釈指針 6-2-3-2 入学者選抜における競争倍率に関する指標

基準 解釈指針

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

解釈指針 6-2-3-2

入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、入学者選抜における競争倍率は、原則として2倍を下回らないことが必要である。

なお、5年の評価期間中において、評価実施年度に入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間で入学者選抜における競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あった場合には、十分な競争倍率に達しているとはいえない。

概要

- 入試競争倍率2倍を目安例

入学年度	倍率	備考
平成28年度	1.64倍	評価実施年度
平成27年度	1.65倍	他の4年間で 2回以上
平成26年度	1.87倍	
平成25年度	2.02倍	
平成24年度	2.35倍	

- 中教審法科大学院特別委員会提出資料と同一の数値を記入
- 指標に該当するち基準不適合の可能性あり 入学者選抜の改善への取組が行われているかを勘案し、判断【資料4】51頁 【資料5】47頁

39

基準 8-2-1 専任教員 (1)

基準 解釈指針

8-2-1 : 重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

概要

専任教員を12人必要とする法科大学院の例

15人の専任教員を配置		
研究者教員	実務家教員 3人以上	
専属専任教員12人		他専攻等の専任教員 兼務 3人
専門職大学院設置基準 で必要とされる数		余剰分

- 専門職大学院設置基準で必要とされる数は専属専任教員でなければならない
- 専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える部分は、他専攻等兼務教員を専任教員とすることが可能
- 専任教員（他専攻等兼務含む）は教員組織調査の対象

【資料4】60頁 【資料5】52頁

40

基準 8-2-1 専任教員 (2)

専任教員

● 専任教員の分類

分類		種別	
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	研・専
		実務家・専任教員	実・専
		実務家・みなし専任教員	実・み
専属以外の専任教員 (他専攻等の専任教員)		専・他	
専属専任教員	専門職大学院設置基準由来の規定は専属専任教員が必要		
専任教員 (専・他含む)	専任教員に関する規定にはすべて専・他を含む ・教員組織調査 ・授業負担 ・サバティカル 等		

概要

● 専属専任教員関係基準

- ・ 基準 8-2-1 専門職大学院設置基準由来
- ・ 基準 8-2-2 法律基本科目担当
- ・ 基準 8-2-4 実務家・専任教員
- ・ 基準 8-2-5 実務家・専任教員（法曹）

● 専任教員（専・他含む）関係基準

- ・ 基準 8-1-2 専任教員の資格要件
- ・ 基準 8-2-3 主要科目の担当
- ・ 基準 8-3-1 授業負担
- ・ 基準 8-3-2 サバティカル
- ・ 基準 8-3-3 専任教員補助職員

41

基準 8 - 2 - 3

教育上主要と認める授業科目

基準 解釈指針

8 - 2 - 3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

概要

主要科目の例

主要科目	必修科目 クラス数	専任教員 担当クラス数	専任教員 担当割合
法律基本科目	50クラス	38クラス	76%
法律実務基礎科目	10クラス	7クラス	70%
計	60クラス	45クラス	75%

- 教育上主要と認める授業科目は各法科大学院で設定
- 担当割合はクラス数で計算
- 複数教員で実施する場合に責任教員が専任教員であれば専任教員担当と算出
- 専任教員担当クラス数/必修クラス数で計算

【資料4】62頁 【資料5】53頁

第8章

教員組織調査

教員組織調査

- 対象教員
 - ・専任教員
(研・専 実・専 実・み 専・他)
 - ・兼任・兼任教員
(法律基本科目又は必修科目を担当)
- 科目適合性に関する判断の目安

区分	教育 経験	実務 経験	職務実績 又は 研究業績
研究者	専任 2年 以上 例外あり①	不問	研究業績等
	兼任 兼任 原則同上 例外あり②		
実務家	不問	おおむね 5年 以上	職務実績 例外あり③
			原則同上 例外あり④

概要

- 複数教員担当授業科目
 - ・シラバスの担当部分に下線
 - ・様式1 責任教員に◎
 - ・様式5 黄色塗りつぶし
 - ・兼任・兼任教員担当授業科目で別に責任教員がいる場合は、兼任・兼任教員の要件を緩和
- 例外
 - ①専属専任教員である研究者教員の現員数の2割以内は、博士の学位論文等がある場合教育経験年数不問
 - ②複数教員で実施する場合に責任担当者でない者の教育経験年数は1年以上
 - ③法律基本科目等を担当する場合、研究業績必要
 - ④複数教員で実施する場合に責任担当者でない者の研究業績は不問

【資料7】

基準 10-1-1 解釈指針 10-1-1-3 法科大学院の図書館

基準 解釈指針

解釈指針 10-1-1-3

「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられるなど、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられていることが必要である。

法科大学院が管理に参画していない「図書館」に図書及び資料を備えている場合でも、その収集、配置、利用方法について、法科大学院の意見又は要望を受け付ける適切な機会の設けられていることが必要である。

概要

- 機能別に図書・資料、人的資源等を分散活用可
- 各機能の活用状況を具体的に自己評価

機能	図書館
学生の学習に必要な図書・資料	法科大学院図書室
パソコン、複写機	
法科大学院で管理	
教員による教育及び研究に必要な図書・資料	学部・研究科資料室
法情報調査に関する職員	
法科大学院の教員が管理に参画	
その他必要な図書資料	大学附属図書館
図書・資料の要望	

【資料4】71頁 【資料5】58頁

基準 11-1-1 自己点検及び評価を通じた教育改善

基準 解釈指針

11-1-1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

概要

- 自己点検及び評価を通じ明らかになった良い点・課題について向上・改善を図るための具体的な措置を自己評価
- 各種委員会と連携して取り組んだ措置を具体的に自己評価
- 自己点検及び評価を通じて教育改善の取組が効果を上げているか自己評価
- 単にデータ・資料を収集するだけにとどまらない点に留意
- 単に改善に活用しただけでは足りず、改善方策に実効性がないと考えられる場合は基準を満たさないと判断することもあり得る

【資料4】73頁 【資料5】60頁

基準 1 1 - 1 - 1

自己点検及び評価の評価項目

基準 解釈指針

解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2

「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。

- (1) 教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること
- (2) 教育内容及び方法に関すること
- (3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること
- (4) 入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- (5) 収容定員及び学生の在籍状況に関すること
- (6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関すること
- (7) 教員組織及び教育能力に関すること

概要

- 教育の理念及び目標の達成状況の自己点検及び評価項目
 - ・ 司法試験の合格状況
 - ・ 法曹としての活動状況
 - ・ 修了者の進路及び活動状況
 - ・ 学生の学業成績及び在籍状況
 - 入学者選抜に関することには飛び入学制度を活用した入試を含む
【学校教育法施行規則第158条】
 - 学生の在籍状況には原級留置者及び退学者の状況を含む
【解釈指針 1 - 1 - 2 - 1】
- 【資料4】73頁 【資料5】60頁

46

基準 1 1 - 2 - 1

情報の公表 (1)

基準 解釈指針

1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

概要

- 公表を要する事項
 - ・ 自己点検及び評価の結果
 - ・ 解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 の12項目
 - 「適切な体制を整えた上で」とは、法科大学院として組織的に対応する必要があるとの趣旨
 - 公表媒体はインターネットの利用が推奨される
 - 自己評価書に12項目の対応関係を明記
【平成22年6月16日 22文科高第236号
文部科学省大臣政務官通知】
- 【資料4】75頁 【資料5】61頁

47

基準 1 1 - 2 - 1 情報の公表 (2)

基準 解釈指針

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1

法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。

- (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること
- (5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること

概要

- 特に公表が不十分であった項目
(4) 教員情報
 - ・各教員が有する学位
 - ・非常勤教員の情報
 - ・教員によって公表内容に濃淡あり
【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 3】
- (5) 入学者選抜に関する情報
 - ・他学部出身・実務経験者の人数、割合
【解釈指針 6 - 1 - 5 - 1 (3)】
- (12) 修了者の進路に関する情報
 - ・修了者の進路
- 自己点検及び評価の結果も要公表
- 自己点検及び評価の評価項目にも関係するため最新情報を分析し、必要に応じて公表
【資料4】75頁 【資料5】62頁

48

訪問調査 修了者面談

訪問調査実施要項 4頁

3 在学生、修了者との面談

在学生及び修了者を対象とし、現に教育を受けている学生としての立場や既に修了した社会人等の立場から、対象法科大学院における教育活動等の状況について、評価部会からの質疑に対し、応答していただきます。当該大学の教職員、法曹関係者としての教育補助者とされている修了者は、これらの者が本面談に出席すると関係者としての発言が含まれる可能性があり、中立な立場での発言が期待できないため、面談対象者に含めないようにしてください。なお、率直な意見を聴取する観点から、「1 法科大学院関係者（責任者）との面談」、「2 法科大学院の一般教員等との面談」の対象者をはじめ、関係者の同席はご遠慮ください。

概要

- 当該法科大学院を修了し、当該大学の教職員又は弁護士チューター等の教育補助者とされている者は、修了者面談に含めない
- 関係者としての発言が含まれる可能性があり、中立な立場での発言が期待できないため
- 一般教員等との面談に含めることは可能であり、修了者の活躍状況を聴取する機会となり、むしろ推奨

49